

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第155期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌 中川 智
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌 中川 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル23階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第151期 2016年3月	第152期 2017年3月	第153期 2018年3月	第154期 2019年3月	第155期 2020年3月
売上高 (千円)	12,069,093	12,491,616	13,640,035	12,036,100	11,517,975
経常利益 (千円)	895,552	758,317	804,062	819,965	975,757
当期純利益 (千円)	574,750	551,209	546,472	560,231	675,177
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	803,141	803,141	803,141	809,175	812,843
発行済株式総数 (千株)	16,043	16,043	3,208	3,221	3,229
純資産額 (千円)	11,164,064	11,686,359	12,141,749	12,463,444	12,862,611
総資産額 (千円)	18,610,005	19,651,686	20,112,102	20,437,347	19,620,735
1株当たり純資産額 (円)	3,483.06	3,645.81	3,786.62	3,874.09	3,989.34
1株当たり配当額 (円)	7.00	7.00	50.00	45.00	60.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	179.72	172.27	170.82	174.64	209.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	178.49	170.94	169.27	173.43	208.83
自己資本比率 (%)	59.9	59.4	60.2	60.9	65.5
自己資本利益率 (%)	5.3	4.8	4.6	4.6	5.3
株価収益率 (倍)	6.07	7.02	11.12	11.46	8.25
配当性向 (%)	19.5	20.3	29.3	25.8	28.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	853,218	1,529,278	1,105,646	682,900	873,052
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	247,895	858,645	508,978	139,946	1,067,729
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	379,295	112,900	113,823	170,906	165,332
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,751,273	3,311,055	3,793,326	4,445,266	4,085,255
従業員数 (人)	272	279	287	284	285
(外、平均臨時雇用者数)	(60)	(67)	(65)	(61)	(59)
株主総利回り (%)	97.0	110.3	174.1	186.7	168.6
(比較指標：東証第二部株価指数) (%)	(93.4)	(127.9)	(153.8)	(144.5)	(111.4)
最高株価 (円)	320	252	2,133 (333)	2,490	2,400
最低株価 (円)	204	185	1,500 (218)	1,790	1,668

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 第153期の1株当たり配当額には、創立100周年記念配当15円を含んでおります。
5. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第152期以前の1株当たり配当額は、当該株式併合前の金額を記載しております。また、第153期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

1918年1月	兵庫県神戸市長田区1番町において株式会社阪神鉄工所を設立、石油発動機の製造・販売を開始。
1929年12月	最初のディーゼル機関を完成。
1944年7月	商号を現在の阪神内燃機工業株式会社に変更。
1953年5月	小型船用内燃機関に対し業界第1号の日本工業規格(JIS)の表示を運輸大臣より許可される。
1955年9月	大阪証券取引所に上場。
1956年10月	可変ピッチプロペラの製造・販売を開始。
1960年3月	各種集塵・ガス処理装置、油圧機器等の産業機械の製造・販売を開始。
1962年3月	兵庫県明石市に明石工場を新設(産業機械の製造)。
1965年11月	株式会社木下鉄工所と合併。
1966年7月	大阪証券取引所市場第二部に指定替。
1967年8月	玉津工場(神戸市西区)に鑄造工場を増設。
1971年6月	玉津工場に機械工場を増設、産業機械部門を玉津工場に集約。
1978年5月	本社を現在地に移転し神戸工場を売却。明石工場に機械工場を増設し内燃機部門を集約。
1986年8月	川崎重工業株式会社と業務提携し、川崎MAN B&Wの2サイクル機関の製造受託を開始。
1992年6月	ディーゼル機関の累計出荷1,000万馬力を達成。
1995年7月	内燃機部門において、ISO9001/JISZ9901品質システム認証を取得。
2003年3月	100%子会社株式会社メイサンと合併。
2009年10月	兵庫県加古郡播磨町に組立、試運転工場を新設。
2011年3月	明石・玉津・播磨の3工場において、ISO14001/JISQ14001環境マネジメントシステム認証を取得。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場。
2015年6月	全社でISO14001/JISQ14001環境マネジメントシステム認証を取得。

3【事業の内容】

当社が営んでいる主な事業内容は、船舶用ディーゼル機関等の製造販売、並びに当該製品に伴う部分品の販売・修理工事等であります。

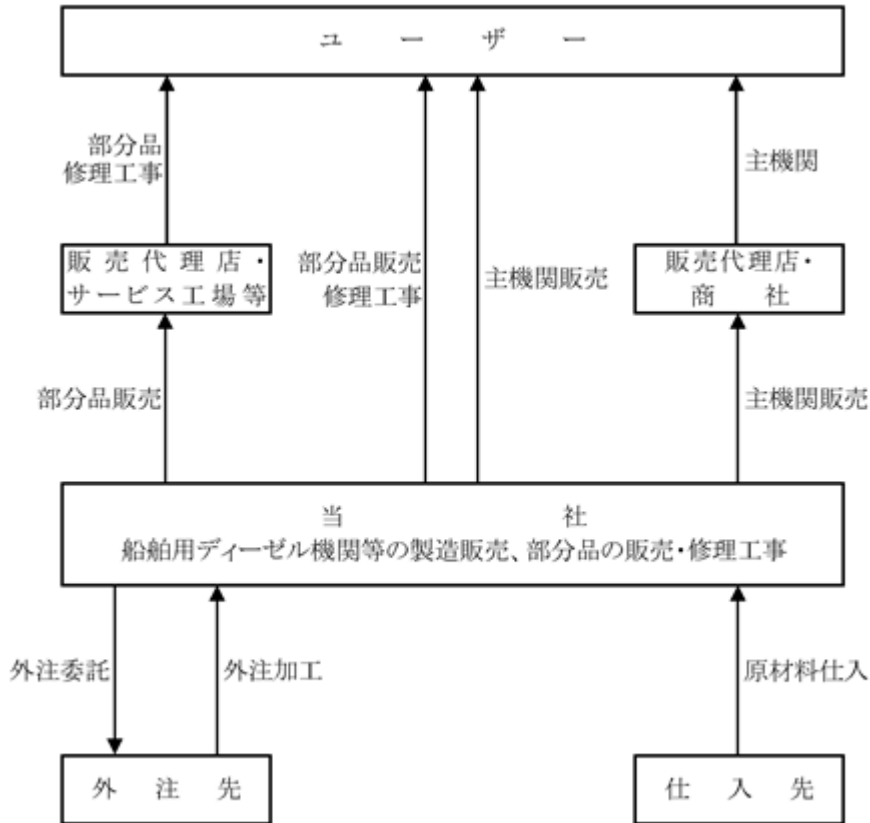
なお、セグメント情報を記載していないため、「主機関」と「部分品・修理工事」の区分で記載しております。

(1) 主機関...主要な製品は船舶用ディーゼル機関、可変ピッチプロペラ、サイドスラスト、潤滑油・燃料油清浄装置、船舶運航支援システム等であります。

(2) 部分品・修理工事...主要な製品・サービスは部分品、修理工事、特販等であります。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
285人 (59人)	41歳1ヶ月	19年1ヶ月	5,820,542

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、社外工、再雇用者を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、全社を一体として組織する単一組合で、JAMに加盟しております。

2020年3月31日現在の組合員数は236人で、労使関係は安定しており特記事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、独自の技術による船用ディーゼルエンジン並びに周辺機器の開発・製造からメンテナンスまで一貫した事業活動を通して、顧客満足を得ることを基本使命とします。

この基本使命を達成するため 良品主義 親切第一 人格の修養と技術の練磨をモットーに事業活動を行い、企業価値を高めていくことを目標とする経営を行います。

(2) 経営戦略等

2018年4月より3ヵ年の新中期経営計画「Next Stage 2020」をスタートさせ、高利益率を追求し企業価値を高める活動を開始しました。来期は極めて厳しい外的環境のなかでの最終年度となりますが、「高付加価値製品、新製品の市場投入により、高利益率を追求する」「IoT、NPSを最大限に活用し、高効率の生産体制を確立する」「次世代を担う人材を育成し、コンパクトで筋肉質な会社を目指す」を3本の柱として全社員がベクトルを合わせて新中期経営計画の達成に尽力してまいります。

なお、経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、業績予想として公表しております。売上高、営業利益、経常利益、当期純利益があります。公表数値の達成に向けた経営計画に基づき、各種重点課題の着実な推進を図っております。

(3) 経営環境

当期におけるわが国経済は、中国経済低迷に伴う輸出の減少に加え、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の影響による実需の減退から急激に景気が後退しております。

世界経済についても、感染拡大防止の対策による中国の経済活動停滞に端を発し、グローバルな感染拡大を受けて世界的なサービス消費の低迷が続く、世界経済全体が急減速する様相を示しております。

外航海運・造船業界では、昨年春から夏にかけて急上昇傾向にあった、鉄鉱石を中心とした原料バラ積船の用船料の上昇が止まり秋以降の下落基調に転じたあと、中国の春節明けには市場が回復すると海運業界では期待しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により中国への荷動きが激減し世界の海運市況に多大な影響を及ぼしております。当社の主要マーケットである内航海運業界におきましては大阪・関西万博や、各種インフラ整備事業による荷動きの増加を期待しておりましたが、秋から年末にかけて荷動きが減少しており、大手荷主である鉄鋼業界での生産拠点の再編や非効率設備の休止などの動きが出て内航海運の市況に盛り上がりが見られませんでした。当社が主力とする499G/T型貨物船に関してはリブレース船についての建造意欲はあるものの、2016年度から始まった「代替建造制度（暫定措置事業）」の終焉時期を迎え、内航船建造の判断が困難な状況にあります。今後の日本内航海運組合総連合会の動向によっては、新船建造意欲の振れ幅が大きくなる可能性もあります。タンカー業界においては老朽化した小型ケミカル船やLPG船の代替建造が見込まれておりますが、石油需要の減少等に伴う輸送量の減少予想が消えず実需にはまだ時間がかかりそうです。海外案件につきましては、米中貿易摩擦の問題と同感染症の流行が加わり、韓国・中国の動きが減速しております。一方、東南アジア地区を中心に貨物船やタンカーの代替建造案件が見えつつあり、同感染症の流行が一段落したのちは将来の実需につながるものと期待しております。

(4) 会社の対処すべき課題

営業活動

国内、海外ともに新型コロナウイルス感染症の影響で「ヒト」と「モノ」の移動、流通が制限され経済活動が低迷している状況ではありますが、引合案件をひとつひとつ確実に受注に結び付けていく営業活動を展開します。国内においては高齢化が進んでいる内航船の代替建造案件に加えて新規引合案件を受注に結び付けることにより、内航船の主機関採用率トップシェアを堅持し、部分品販売についても巡回サービス等の積極的展開による提案型営業を充実いたします。

海外においても同じく全体的な停滞感を否めませんが、韓国・中国・台湾を主軸にした主機関の販売活動とともに、インドネシア、シンガポールでのセミナー・海事博覧会等を利用して、東南アジアへの主機関販売も展開してまいります。また、部品販売を含めたアフターサービス活動においては、シンガポールの現地駐在員や現地代理店との連携を強化してまいります。

生産活動

生産面におきましては、主機関生産量の減少に対応すべく、生産効率の向上とリードタイムの短縮、内製化の推進を図ってまいります。特に今般の状況を鑑み、サプライチェーンの機能不全にも対応が可能なように購入部材の内製化を強力に進めるとともに、大物部品加工技術を活用した加工サービス（特販）展開をひとつの事業の柱として育てていきたいと考えております。また、資材価格の上昇に対応するため、これまで進めてきました海外調達を含めた購買努力やV A、V Eによる原価低減および経費節減を徹底し、加えて作業の標準化によるムダの排除と品質の向上に鋭意努めてまいります。

新製品の開発・販売

商品開発面では、信頼性の高い低速4サイクルのL Aシリーズエンジンの販売拡大や省燃費を追求した4サイクル及び2サイクルの電子制御機関の販売を充実するとともに、世界初となる低速4サイクルガスエンジンの開発・市場投入に注力し、エンジンの高機能化による高付加価値化を進めてまいります。加えて、お客様に安全・安心を提供する高度船舶安全管理システムの採用拡大、次世代機関モニタリングシステムの開発にも邁進し、ハードとソフトの両面から最高の顧客満足を獲得するよう努力してまいります。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財務状況に影響を与える可能性のあるリスクには、次のようなものがあります。なお、当社の事業に関する全てのリスクを網羅したものではありません。また、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 内航海運 代替建造制度（暫定措置事業）の影響による主機関受注減少リスク

日本内航海運組合総連合会は、1967年から船腹過剰対策として実施してきた船腹調整事業（スクラップ・アンド・ビルド方式）の解消に伴う引当資格の消滅がもたらす経済的影響を考慮し、ソフトランディング策として1998年から暫定措置事業（解撤等交付金制度が主な事業）を導入し、2015年度に終了しました。その後、2016年度より環境性能基準や事業集約制度を導入した新しい建造等納付金制度による借入金返済のための枠組み（代替建造制度）へと移行しました。その借入金返済が2020年度ごろに完了するという情報のもと、状況を勘案して新造船の建造を手控える動きが目立っており、当社の主機関受注に大きな影響を及ぼす可能性があります。今後、制度終了に向かう工程が確定されましたら、お客様を含む関係会社の方針が固まることが期待されますので、主機関の受注に動きが出てくると予想されます。弊社としては当該制度の終了の状況を把握しながら、お客様の動向を掴んでいくことが重要となります。

(2) I M O規制（国際海事機関により採択された地球環境保全に対する規制）への未対応リスク

当社に関連のある規制としましては、N O x 3次規制、S O x 規制、E E D I 規制（C O 2 規制）、船内騒音規制等があります。現時点で、将来直接的に対応が必要だと考えられる規制はN O x 3次規制であり、規制に適合できるエンジン又は技術が開発できない場合は当社の経営成績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。対策のひとつとして規制に適合できるガスエンジンの開発を鋭意進めております。S O x 規制は燃料油、E E D I 規制と船内騒音規制は船舶全般に関わる規制となりますので、それらに対する関係各社の対策技術が開発されない場合、新船建造に歯止めがかかり、当社の主機関受注に大きな影響を及ぼす可能性があります。可能な限りの各種技術データ提供等によりお客様のご要望に応えさせていただくことにより最大限の協力をさせていただいております。しかしながら、地球環境保全に対する積極的な貢献が当社の使命でもあり、ビジネスチャンスを掴み取る機会でもありますので、主機関を含めた推進システムの総合メーカーとして課題解決に向けての技術的可能性を追求してまいります。

(3) 新卒人材採用の困難継続リスク

日本の少子高齢化に伴い新卒の人材採用が困難になってきております。現時点では採用計画をほぼ充足させるに足る新卒者数程度の応募があるのみとなっており、状況がさらに厳しくなり計画数に満たない状況が継続すれば、技術やノウハウの社内伝承が進まず事業機会を失うことにより、当社の経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。対策としては、大学との個別コンタクトや積極的な会社説明会への参加、通年採用や中途採用のオープン化、初任給のアップ、マイナビ等のツールの活用、そしてホームページでの当社の魅力発信等を行っていきたくて考えております。

(4) 感染症パンデミックの影響による損失拡大リスク

社内での感染者が多発した場合、操業停止等による経営成績や財政状態への大きな影響の可能性があります。現時点では流行中の新型コロナウイルス感染症による当社への影響は限定的です。感染リスクのコントロールについては、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、情報収集・発信等の一元化を図っております。感染そのものに対する対策としては、通勤や職場での密閉・密集・密接を避ける各種工夫、テレワークや時差出勤などを行っております。また、生産上の影響としては、中国製部材や国内調達品の入荷遅れがありますが、現時点では主機関の納期への影響はほとんどありません。しかしながら、今回サプライチェーンの機能不全に至る可能性がリスクとしてピックアップされましたので、内製化の拡大、遅延品の臨時補完対策、リードタイムの確実な把握と生産調整管理の迅速化等の施策を進めてまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

資産合計は、19,620百万円(前事業年度末比816百万円減)となりました。

流動資産の減少（同522百万円減）は、現金及び預金の増加（同439百万円増）があったものの、受取手形の減少（同206百万円減）、売掛金の減少（同458百万円減）、たな卸資産の減少（同304百万円減）が主な要因となっております。

固定資産の減少（同294百万円減）は、有形固定資産の減少（同135百万円減）、投資有価証券の減少（同194百万円減）が主な要因となっております。

（負債）

負債合計は、6,758百万円（同1,215百万円減）となりました。

流動負債の減少（同1,250百万円減）は、未払法人税等の増加（同116百万円増）があったものの、支払手形の減少（同442百万円減）、買掛金の減少（同712百万円減）、前受金の減少（同186百万円減）が主な要因となっております。

固定負債の増加（同34百万円増）は、その他に含まれるリース債務の減少（同20百万円減）があったものの、退職給付引当金の増加（同64百万円増）が主な要因となっております。

（純資産）

純資産合計は、12,862百万円（同399百万円増）となりました。

株主資本の増加（同537百万円増）は、繰越利益剰余金の増加（同527百万円増）が主な要因となっております。

評価・換算差額等の減少（同136百万円減）は、その他有価証券評価差額金の減少（同136百万円減）が主な要因となっております。

経営成績の状況

当期の業績につきましては、受注高は引き続き主機関の先物受注量の減少が尾をひき、前期比22.8%減の9,545百万円となりました。売上高は主機関の減少を部分品がカバーしたものの、前期比4.3%減の11,517百万円となりました。受注残高は主機関の受注高減少が影響し前期比40.9%減の2,854百万円となりました。

損益面につきましては、上期の大物部品交換工事の特需等に支えられ、営業利益は937百万円（前期比19.0%増）、経常利益は975百万円（前期比19.0%増）となり、当期純利益は675百万円（前期比20.5%増）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は輸出が増加しましたが国内販売の減少をカバーできず、6,460百万円（前期比9.0%減）となりました。部分品・修理工事の販売は国内・輸出とも微増で5,057百万円（前期比2.4%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ360百万円減少し、当事業年度末は4,085百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、873百万円（前事業年度は682百万円の収入）となりました。これは主に、仕入債務の減少1,155百万円、法人税等の支払155百万円があったものの、売上債権の減少539百万円、たな卸資産の減少304百万円、減価償却費342百万円、及び税引前当期純利益971百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,067百万円（前事業年度は139百万円の収入）となりました。これは主に、定期預金の払戻4,100百万円があったものの、定期預金の預入4,900百万円、有形固定資産の取得による支出225百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、165百万円（前事業年度は170百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額143百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであります。以下のとおり「主機関」と「部分品・修理工事」の区分で記載しております。

a. 生産実績

当事業年度における生産実績は次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
主機関(千円)	6,228,846	10.8
部分品・修理工事(千円)	5,076,238	3.1
合計(千円)	11,305,084	5.1

(注) 1. 金額は平均販売価格により示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当事業年度における受注実績は次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
主機関	4,488,349	39.5	2,854,610	40.9
部分品・修理工事	5,057,115	2.4	-	-
合計	9,545,465	22.8	2,854,610	40.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
主機関(千円)	6,460,859	9.0
部分品・修理工事(千円)	5,057,115	2.4
合計(千円)	11,517,975	4.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。この財務諸表の作成にあたり、経営者は資産・負債、偶発債務並びに収益・費用の計上において、さまざまな前提条件に基づく見積りを使用しております。これらの項目に関する見積りと判断は、過去の実績やその時の状況において最も合理的と思われる仮定、推測などの要素を勘案し、当社の財政状態及び経営成績を適正に表示するよう、常にその妥当性の検証を実施しております。しかしながら、前提となる客観的な事実や事業環境の変化などにより、見積りと将来の実績が異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当事業年度において新型コロナウイルス感染症による影響は、それ以前の安定した業績を背景に、当社業績に及ぼす影響は限定的であります。現状、主機関販売および部分品販売の先行きが不透明な状況ではありますが、その影響は一時的なものと考えております。

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フロー及び内部留保を財源に経営を行っており、十分な流動性を有していると考えております。なお、当事業年度における借入実績はありません。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

相手方の名称	国名	契約内容	対価	契約期間
川崎重工業(株)	日本	船舶用サイドスラスターの製造権及び販売権の許諾	販売高の一定率のロイヤルティーを支払	1987年5月28日より8年間、期間満了後1年毎に更新
川崎重工業(株)	日本	MAN - B&W型小口径ディーゼル機関の製造及び販売に関する再実施権	エンジンの出力に対し一定料率の再実施料	2012年4月1日より10年間、期間満了後1年毎に更新

(2) 技術援助契約

相手方の名称	国名	契約内容	対価	契約期間
STX ENGINE CO., LTD.	韓国	内燃機関、可変ピッチプロペラの製造権及び販売権の許諾	販売高の一定率のロイヤルティーを受取	2017年9月30日より2020年9月29日まで

5【研究開発活動】

当社は船舶用ディーゼルエンジン、周辺機器等、製品の開発から出荷、メンテナンスまで一貫した事業活動を通して、独自の技術力とアフターサービスを提供し、顧客の満足を得ることを基本としております。

現在、研究開発は技術部により推進されており、研究開発のスタッフは5名であります。

当事業年度における研究開発費の総額は85百万円であります。

なお、研究開発の区分別の主な内容は、次のとおりであります。

(1) 主機関

・主機関の開発

高性能、高信頼性を有する現低速4サイクルディーゼルエンジンの出力、回転数、基本構造を踏襲し、燃焼室部をガスエンジン化したガスエンジンG30を開発し、市場投入に向け活動に取り組んでおります。また、次世代機関モニタリングシステムとしてHANASYSの進化版の開発に取り組んでおります。

(2) 部分品・修理工事

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、連接棒加工用NC旋盤ならびに図面管理閲覧システム等に全体で241百万円の設備投資を実施しました。
なお、生産設備に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は下記のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	業務の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械及び 装置並びに 車両運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (神戸市中央区)	管理業務 販売業務	統括業務及 び販売施設	651	2,369	-	720	3,740	23 (1)
明石事務所 (兵庫県明石市)	管理及び部 品販売業務	管理及び部 品販売施設	126,980	4,522	-	81,386	212,888	109
明石工場 (兵庫県明石市)	内燃機製造	内燃機等 生産設備	220,582	247,539	3,433,000 (40,346)	53,685	3,954,807	99 (43)
玉津工場 (神戸市西区)	内燃機製造	鑄造設備	300,071	71,019	1,624,024 (22,676)	23,423	2,018,539	32 (14)
播磨工場 (兵庫県加古郡播 磨町)	内燃機製造	内燃機組立 試運転設備	596,375	10,744	678,353 (8,818)	12,807	1,298,281	7
東京支店 (東京都千代田区)	販売業務	販売施設	1,249	-	-	742	1,991	9 (1)
福岡営業所 (福岡市博多区)	同上	同上	3,799	-	11,800 (17)	1,093	16,693	6
厚生施設等 (神戸市西区他)	-	厚生施設	8,197	-	70,694 (721)	21	78,912	-
合計			1,257,907	336,194	5,817,871 (72,578)	173,880	7,585,855	285 (59)

(注) 1. 帳簿価額には建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含んでおりません。

2. 当社では、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」の注記事項に記載しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、社外工、再雇用者を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度末現在における設備の新設等の計画について特に記載すべきものではありません。

(2) 重要な設備の除却等

当事業年度末現在における設備の除却等の計画について特に記載すべきものではありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,229,400	3,229,400	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	3,229,400	3,229,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役(業務執行取締役に限る)8名
新株予約権の数(個)(注)1.	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1.	普通株式 1,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1.	1株当たり1
新株予約権の行使期間(注)1.	自 2011年9月16日 至 2041年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)1.	発行価格 661 資本組入額 331
新株予約権の行使の条件(注)1.	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項(注)1.	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)1.	(注)3.

決議年月日	2012年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名
新株予約権の数（個）（注）1．	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり 1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2012年 9 月21日 至 2042年 9 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 511 資本組入額 256
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2013年 8 月 5 日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名
新株予約権の数（個）（注）1．	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり 1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2013年 9 月21日 至 2043年 9 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 791 資本組入額 396
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2014年8月4日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名
新株予約権の数（個）（注）1．	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2014年9月20日 至 2044年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 1,111 資本組入額 556
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2015年8月3日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名
新株予約権の数（個）（注）1．	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2015年9月19日 至 2045年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 1,326 資本組入額 663
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2016年8月8日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名
新株予約権の数（個）（注）1．	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2016年9月21日 至 2046年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 871 資本組入額 436
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2017年8月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名
新株予約権の数（個）（注）1．	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2017年9月21日 至 2047年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 1,491 資本組入額 746
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2018年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）7名
新株予約権の数（個）（注）1．	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2018年9月21日 至 2048年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 1,908 資本組入額 954
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

決議年月日	2019年8月5日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）7名
新株予約権の数（個）（注）1．	16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1．	普通株式 3,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1．	1株当たり1
新株予約権の行使期間（注）1．	自 2019年9月21日 至 2049年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1．	発行価格 1,723 資本組入額 862
新株予約権の行使の条件（注）1．	（注）2．
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1．	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1．	（注）3．

（注）1．当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

- 2． 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。
 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2017年10月1日 (注)1.	12,834,400	3,208,600	-	803,141	-	44,967
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)2.	13,000	3,221,600	6,033	809,175	6,033	51,000
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)2.	7,800	3,229,400	3,668	812,843	3,668	54,669

(注)1. 2017年6月29日開催の第152期定時株主総会決議により、同年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行ったため、当社の発行済株式総数は12,834,400株減少し、3,208,600株となっております。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	11	59	22	-	720	820	-
所有株式数(単元)	-	3,516	658	13,160	3,182	-	11,695	32,211	8,300
所有株式数の割合(%)	-	10.9	2.0	40.9	9.9	-	36.3	100	-

(注) 自己株式9,833株は、「個人その他」に98単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社オゾネ	神戸市中央区中町通3丁目2-15	202	6.28
阪神ディーゼル取引先持株会	神戸市中央区海岸通8	180	5.59
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	158	4.90
株式会社アンダーウッド	兵庫県明石市東人丸町30-17	147	4.57
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	130	4.03
Unearth International Limited (常任代理人 三田証券)	Unit 117, Orion Mall, Palm Street, P.O.Box 828, Victoria, Mahe, Seychells (東京都中央区日本橋兜町3-11)	109	3.38
玉越裕美子	兵庫県明石市	92	2.87
木下和彦	神戸市中央区	91	2.84
京阪神興業株式会社	神戸市中央区浪花町15	90	2.79
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 みずほ銀行決裁営業部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都港区港南2丁目15-1)	78	2.42
計	-	1,279	39.73

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,211,300	32,113	-
単元未満株式	普通株式 8,300	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,229,400	-	-
総株主の議決権	-	32,113	-

(注)「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式33株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸 通8	9,800	-	9,800	0.30
計	-	9,800	-	9,800	0.30

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	77	160
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	9,833	-	9,833	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、経営の重要課題として位置付け、企業体質強化並びに新規事業活動のための内部留保とのバランスを保ちながら、株主の皆様への適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議により、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨、定款に定めております。なお、配当の回数につきましては、期末での年1回配当を基本としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針並びに当期の業績結果を総合的に勘案し、2020年5月18日開催の取締役会の決議により、1株につき60円とさせていただきます。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年5月18日 取締役会決議	193,174	60.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的・継続的に株主価値の最大化を実現することを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

そのために当社は、企業活動を支えている利害関係者との良好な関係を築くとともに、企業体質の強化、経営効率の向上を図り、監査・統制機能の強化に取り組み、経営の迅速性、健全性、透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図り、さらなる企業価値向上に取り組むため、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(a) 取締役会

取締役会は提出日現在において取締役（監査等委員である取締役を除く）5名、監査等委員である取締役4名の取締役9名（うち社外取締役4名）で構成しており、法令で定められた事項や経営に係る重要事項の意思決定や業務全般の業況報告及び監督を行っております。また、監査等委員会設置会社への移行とあわせて執行役員制度の見直しを行うことで、業務執行と監督機能の分離を推進し、さらなる意思決定及び業務執行の迅速化を図ってまいります。

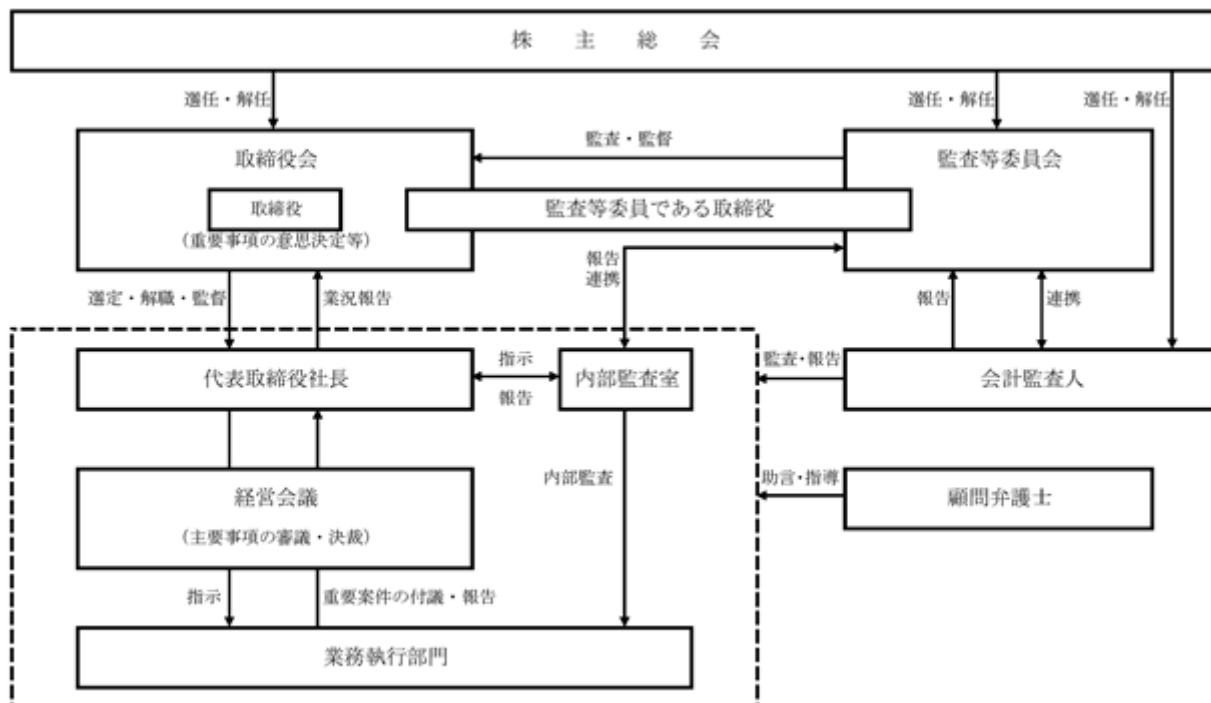
(b) 経営会議

経営会議は、業務執行取締役及び上席執行役員で構成し、取締役会が決定した経営に係る重要事項に基づく、業務執行の主要事項の審議及び決裁を行い、迅速な経営活動を推進しております。

(c) 監査等委員会

監査等委員会は提出日現在において4名（うち社外取締役3名）で構成しております。また、財務・会計に関する知見を有する監査等委員を選任するとともに、常勤の監査等委員を設置することで必要な情報の収集力を強化し監査の実効性向上を図っております。監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤の監査等委員は経営会議などの重要会議に出席し、監査等委員会を通じて監査等委員間での情報共有を図っており、経営に関する監視の強化に努めております。また、内部監査部門から報告を受けるとともに必要に応じ指示を行うなど連携し、監査等委員会の機能強化も図っております。

会社の機関と内部統制の関係を模式図によって示すと次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システム

内部統制システムの構築と機能は、コーポレート・ガバナンス充実のための重要な構成要素と位置づけております。内部統制システムにおいて、「業務の適正を確保するための体制」を構築し、体制の維持及び継続的な改善を図っております。

整備状況は次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「良品主義」「親切第一」「人格の修養と技術の練磨」をモットーに企業価値を高めていくことを経営目標として事業活動を行うため、取締役及び使用人が業務遂行にあたり守るべき阪神内燃機工業行動規範により、法令順守をはじめとする企業倫理の徹底に取り組む。
- ・役員、使用人による阪神内燃機工業行動規範の徹底と実践的運用を行うため、法令等に対する違反となる事例集等により周知徹底を図る。
- ・コンプライアンスに係るリスクについては、コンプライアンス部会の活動を通じて、コンプライアンスに係るリスク管理の実施状況を定期的に確認し、リスク管理委員会への報告を行う。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき、企業の目的、目標の達成に関連して発生する可能性のあるリスクを特定し、その影響度を評価し対応策をとることでリスクを回避、低減させるリスク管理を行う。
- ・リスク管理委員会により、事業機会、事業環境等に係る全般的なリスクの認識と事業活動の遂行における統制活動の実施状況を定期的に確認することにより、実効性のあるリスク管理を行う。

(c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営に係わる重要事項の意思決定と業務全般の業況報告により経営の方向性確認を取締役会が行う。
- ・経営の執行に関しては社内決裁規程により階層間の責任、権限を明確にするとともに、主要事項は業務執行取締役及び上席執行役員による経営会議で審議し、社長が決定を行う。
- ・業務運営については全社的な各年度予算及び目標を社長が決定し、職務を分担する取締役の指揮・命令下において、各部門長が目標に向けた具体策を立案し、実行するとともに定期的に開催する全体会議においてその進捗状況及び施策の実施状況をレビューする。

(d) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書保存管理規程に基づき管理担当部門が取締役の職務執行に係る情報の保存、管理を行う。

(e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・内部監査室に監査等委員会の職務を補助する監査等委員担当者を置き、必要な人員を配置する。
- ・当該使用人の人事等については監査等委員会と事前協議のうえ実施する。
- ・当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、監査等委員会に係る業務を優先して従事することができる体制を整備する。

(f) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び従業員は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は遅滞なく報告を行う。
- ・前項に係る報告を監査等委員会に行った取締役及び従業員に対して、内部通報者保護規程を準用し、報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない体制とする。

(g) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ・監査等委員が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査等委員は定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに取締役会、経営会議、全体会議など重要会議に、監査等委員全員または監査等委員会の指名した監査等委員が出席する。

運用状況の概要

取締役の職務の執行につきましては、取締役会を10回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

また経営会議を毎月1回以上開催し、中期経営計画に沿った経営合理化目標の進捗状況を会社全体で共有しております。損失の危険の管理につきましては、「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」を原則半期に1回開催し、経営リスクの洗い出しとその影響度の評価を行い、リスクを回避・低減させる対応策をとることでリスク管理を行っております。

コンプライアンスにつきましては、「リスク管理規程」に則り、「コンプライアンス部会」を原則四半期毎に1回開催し、コンプライアンスに係るリスク管理、各部に対する周知徹底とモニタリング状況、内部通報制度の運用状況などについて調査・監督し、必要に応じ迅速な対応処置を執っております。

内部監査につきましては、内部監査計画に基づき、執行部門から独立した内部監査室が業務遂行状況、コンプライアンスの状況などについて内部監査を実施しております。

監査役の監査体制につきましては、監査等委員会移行前は、監査役会を11回開催し、監査方針及び監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役が経営会議などの重要会議に出席、決裁書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、監査役会などを通じて社外監査役との情報共有を行っております。また会計監査人、内部監査室と定期的に連携を図り監査の実効性を高めております。

ロ．リスク管理体制

経営会議メンバー、関連部長からなるリスク管理委員会を設置し、年2回の定例会議のほか随時会議を開催しております。発生する可能性のあるリスクを特定し、その影響度を評価し、対応策を策定し、リスクの回避、低減を図っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役である者を除く。）に対し、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任は、すべて累積投票によらない旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項並びに会社法第454条第5項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役等の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 社長執行役員	木下 和彦	1961年2月7日生	1983年4月 ㈱大丸入社 1992年3月 当社入社 1992年6月 企画担当部長 1994年11月 営業担当部長 1995年6月 取締役営業統括部長 1999年6月 取締役営業部門担当 2001年6月 常務取締役営業部門管掌 2003年6月 代表取締役専務営業・管理部門管掌 2007年6月 代表取締役社長 2015年6月 代表取締役社長・社長執行役員 (現)	注3	91,656
代表取締役 専務執行役員 技術部、調達部管掌	川元 克幸	1959年10月5日生	1982年4月 当社入社 2010年6月 品質保証部長 2012年6月 明石工場長・播磨工場長、第二製造部長 2015年6月 取締役・執行役員品質保証部長兼部品販売部長 2016年4月 取締役・執行役員カスタマーサポートセンター長兼部品販売部長 2017年6月 取締役・執行役員カスタマーサポートセンター長、カスタマーサポートセンター管掌 2018年6月 取締役・常務執行役員生産部門・生産管理部管掌 2019年6月 代表取締役・専務執行役員技術部・調達部管掌(現)	注3	4,300
取締役 常務執行役員 営業部門管掌	藤村 欣則	1962年10月1日生	1986年4月 当社入社 2010年7月 営業部次長兼営業第二課長 2012年6月 営業部長 2015年6月 執行役員営業部長 2018年6月 取締役・執行役員営業部長、営業部門管掌 2019年6月 取締役・常務執行役員東京支店長、営業部門管掌(現)	注3	3,100
取締役 上席執行役員 管理部門管掌	中川 智	1959年2月22日生	1984年4月 松下電器産業㈱(現パナソニック ㈱)入社 2006年12月 当社に出向 2009年10月 当社入社 企画部長 2014年9月 総務部長 2015年6月 執行役員総務部長 2018年6月 取締役・執行役員企画部長、管理部門管掌 2020年6月 取締役・上席執行役員企画部長、管理部門管掌(現)	注3	1,800
取締役	小曽根 佳生	1957年12月9日生	1980年4月 ㈱小川商会入社 1987年10月 ㈱オゾネ入社 2001年1月 ㈱オゾネ取締役管財部長 2003年8月 ㈱小川商会代表取締役(現) 2011年6月 当社取締役(現) 2016年1月 ㈱オゾネ代表取締役社長(現) 2016年11月 社会福祉法人神戸光有会理事長 (現)	注1 注3	14,700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	山本 幸二	1951年8月10日生	1975年4月 当社入社 2003年4月 企画部次長兼企画課長 2005年6月 企画部長兼企画課長 2006年4月 企画部長 2009年4月 生産管理部長 2010年6月 取締役生産管理部長 2011年6月 常務取締役管理部門管掌 2015年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	注4	11,400
取締役(監査等委員) (非常勤)	小越 芳保	1942年7月21日生	1970年4月 弁護士登録、神戸(現兵庫県)弁護士会入会 1989年2月 小越・滝澤(現神戸海都)法律事務所開設(現) 1994年9月 法務省兵庫県人権擁護委員連合会会長 1998年4月 神戸(現兵庫県)弁護士会会長 2000年5月 兵庫県弁護士協同組合理事長 2000年6月 当社監査役 2000年10月 兵庫県人事委員 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	注2 注4	8,400
取締役(監査等委員) (非常勤)	羽田 由可	1968年11月11日生	1999年4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会入会、神戸海都法律事務所入所 2004年1月 神戸海都法律事務所パートナー 2011年4月 神戸家庭裁判所洲本支部家事調停委員(現) 2012年4月 兵庫県弁護士会副会長 H & S 法律事務所開設(現) 2014年4月 神戸大学大学院法学研究科実務法曹教授 2015年6月 当社取締役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	注2 注4	300
取締役(監査等委員) (非常勤)	前田 晴秀	1955年8月25日生	1978年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行)入行 2008年4月 同行執行役員姫路法人営業部長 2010年6月 神戸土地建物(株)取締役副社長 2011年6月 神戸ビル管理(株)代表取締役副社長 2012年6月 京阪神興業(株)代表取締役副社長 2013年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	注2 注4	500
計					136,156

- (注) 1. 小曾根佳生は、社外取締役であります。
 2. 小越芳保、羽田由可、前田晴秀は、社外取締役(監査等委員)であります。
 3. 2020年6月開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4. 2020年6月開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 5. 2020年6月開催の定時株主総会において、監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため監査等委員会設置会社に移行しました。執行役員は10名で、取締役4名(社長執行役員 木下和彦、専務執行役員 川元克幸、常務執行役員 藤村欣則、上席執行役員 中川 智)、その他6名(上席執行役員 田中孝弘、同 横山功一、同 安福隆志、執行役員 大原真一郎、同 西田敦詞、同 辻岡幸司)で構成されております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

当社株式の保有状況については、「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。社外取締役小曾根佳生氏が代表取締役社長を務める株式会社オゾネと当社との間には、損害保険の取引関係がありますが、その金額は僅少です。それ以外に当社との間において、特別な利害関係はありません。

小曾根佳生氏は、事業会社における業務執行者としての豊富な知識と経験を有しており、当社の社外取締役としての役割を適切に果たすことが期待できると判断しております。

小越芳保氏及び羽田由可氏は、弁護士として企業法務に精通し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公正かつ客観的な立場から適切な監査を行っております。前田晴秀氏は、金融機関並びに事業会社における経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営に対して的確な助言が得られるものと判断しております。

当社は社外取締役4氏を一般株主と利益相反取引が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届出しております。

当社の社外取締役につきましては、企業統治において経営監視機能の客観性、中立性確保の観点より、継続かつ財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有する者等を社外から引き続き選任してまいりたいと考えております。その選任基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にしております。

社外取締役と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は監査報告会への出席や代表取締役と取締役会以外の定期的な会合開催により、情報交換・共有を図るほか、事業拠点の視察を行い当社事業に対する理解を深めます。

また、内部統制部門である企画部・総務部は取締役会の招集通知及び取締役会資料を開催に先立って配付し、取締役会での問題提起や建設的な議論・意見交換が円滑に行えるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（うち3名を監査等委員である社外取締役）で構成しております。監査等委員会は、決定した監査方針・監査計画に従い、取締役の職務執行の監査を実施いたします。また、監査等委員である取締役は、取締役会への出席を通じて重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、経営に対する監査・監督機能の強化を図ります。

常勤の監査等委員を設置することで、必要な情報の収集力強化を行い、監査体制の充実を図ります。

内部監査の状況

内部監査室は2名によって構成され、内部統制システムの検証及び有効性の評価、内部監査を行っております。年度初めには年度監査計画書及び個別監査計画書を、年度監査終了後には遅滞なく監査報告書を作成し、社長、取締役会及び監査等委員会に報告します。

内部監査室と常勤の監査等委員は、相互に年度の監査計画を確認し、四半期毎に計画の進捗状況及び監査結果について意見交換を行っております。また、内部監査室は監査等委員会の職務を補助します。

監査等委員会は会計監査人より、監査方針や監査計画について説明を受け、相互に意見交換を行います。また、四半期レビューにあたって随時意見交換を行い、会計監査への立会いを行い連携を図ります。

内部統制部門である企画部・総務部は、管理諸規程を整備し、全般的な統制活動を行うとともに、業務部門に対して統制活動の方針を指示しております。また、内部監査の補助、会計監査の窓口として、相互に連携を図っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査期間

13年間

ハ．業務を執行した公認会計士

矢倉 幸裕

千原 徹也

二．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他10名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は適切な会計監査が実施されるよう、主として以下の項目について検討し、有限責任監査法人トーマツを選定しております。

- 1．会計監査の実施状況
- 2．職務遂行体制
- 3．品質管理体制
- 4．独立性

なお、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって、新たに当社の会計監査人としてひびき監査法人を選任しております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は監査法人の評価を行っており、有限責任監査法人トーマツについて、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	20,803	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	-	-

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

二．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ホ．監査報酬の決定方針

当社は、当社の事業規模・業務の特性や監査日数等を合理的に勘案し、常務会において、監査公認会計士等に対する監査報酬額を審議し、監査役会で同意を得た後、監査契約を締結しております。

ヘ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの相当性について必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、業務執行取締役は固定部分（基準報酬）をベースに業績連動部分を加減した金銭報酬及び中長期的インセンティブを目的とした株式報酬型ストック・オプションの付与です。社外取締役については、固定部分（基準報酬）のみとなっております。

また、その決定方法として、金銭報酬については、管理部門管掌取締役が原案を作成し、代表取締役社長が経営会議での報告を経て取締役会で決議します。株式報酬型ストック・オプション報酬については、取締役及び執行役員ストック・オプション報酬規程において役職別に報酬基準額を定め、取締役会で決議しております。

当社は、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行し、基準報酬については取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額180百万円以内、そのうち社外取締役分につきましては年額32百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額42百万円以内と決議いただいております。また、2011年6月には別枠で、取締役（業務執行取締役に限る。）に対する報酬額として、年額12百万円までの範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることを決議いただいております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長であり、上記の報酬枠内で各取締役の業績貢献評価を反映し、報酬額を決定する権限を有しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程について、2019年6月27日開催の取締役会で当事業年度の報酬額について審議しました。当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合の決定の方針は、業績連動報酬は固定部分（基準報酬）に業績貢献評価に比例した評価係数を乗じた報酬額としております。

また、業績連動に係る指標は、経常利益及び管掌部門業績評価であり、当該指標を選択した理由は株主に対する透明性の確保及び利害関係の共有化です。業績連動報酬の決定方法は、経常利益及び管掌部門業績評価に基準値を設定し、基準値と実績値の増減額に基づいており、役職別に各指標の配分割合を設定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、業績予想として公表した経常利益730百万円で、実績は975百万円です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	99,854	77,074	17,270	5,510	8
監査役 (社外監査役を除く)	18,374	18,374	-	-	2
社外役員	18,564	18,564	-	-	4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社は株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を、純投資目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係の維持・強化、地域社会との関係維持等を目的とし、中長期的に当社企業価値の向上に資すると判断した場合、政策的に必要な株式を保有する方針であります。

保有の合理性については、保有方針に沿った保有の適否を管理部門管掌取締役が検証し、保有効果が認められないと判断した株式については、取締役会に諮り、保有継続の適否及び株式数の見直しを行っております。

なお、当事業年度につきましては、2019年7月末を基準として、管理部門管掌取締役が保有の適否について検証し、検証結果を2019年9月開催の取締役会に報告しました。下記の政策保有株式については、全て保有意義があると判断しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	10	50,543
非上場株式以外の株式	13	484,111

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	2,735	取引先持株会にて取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

ハ．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)上組	78,936	78,936	(注)1.5.	有
	147,294	201,918		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	39,512	39,512	(注)1.5.	有
	114,663	155,716		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)ノザワ	112,000	112,000	(注)2.5.	有
	73,136	83,104		
(株)関西みらいフィナンシャルグループ	60,522	60,522	(注)1.5.	有
	25,237	50,354		
川崎重工業(株)	14,000	14,000	(注)3.5.	有
	22,904	38,318		
飯野海運(株)	97,554	93,694	(注)1.5.6.	無
	29,461	36,165		
虹技(株)	23,300	23,300	(注)1.5.	有
	23,160	32,620		
(株)神戸製鋼所	30,900	30,900	(注)4.5.	有
	10,876	26,172		
(株)大和証券グループ本社	40,000	40,000	(注)1.5.	有
	17,120	22,480		
NSユニテッド海運(株)	11,095	10,486	(注)1.5.6.	無
	16,055	26,089		
日本ピストンリング(株)	1,134	1,134	(注)1.5.	無
	1,352	1,835		
(株)さくらケーシーエス	3,000	3,000	(注)1.5.	無
	2,202	2,547		
玉井商船(株)	1,200	1,200	(注)1.5.	無
	646	1,167		

- (注)1.保有目的:取引先関係維持のため
 2.保有目的:経営効率化に向けた相互交流
 3.保有目的:提携関係維持のため
 4.保有目的:資材の安定調達のため
 5.定量的な保有効果:定量的な記載は困難であり、取引内容及び取引額、地域社会との関連性、受取配当金、評価損益等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。
 6.株式数が増加した理由:取引先持株会にて取得

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、同機構及び監査法人等の行う研修に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,045,266	5,485,255
受取手形	3 1,203,168	996,305
売掛金	2,407,358	1,948,970
製品	526,274	532,127
仕掛品	1,026,433	778,448
原材料及び貯蔵品	930,463	867,855
前払費用	42,587	48,393
その他	43,188	46,393
貸倒引当金	7,400	8,600
流動資産合計	11,217,340	10,695,150
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 3,062,565	1 3,084,185
減価償却累計額	1,891,345	1,973,621
建物(純額)	1,171,220	1,110,563
構築物	1 764,083	1 751,908
減価償却累計額	602,862	604,565
構築物(純額)	161,221	147,343
機械及び装置	1 8,041,017	1 8,082,892
減価償却累計額	7,673,600	7,757,310
機械及び装置(純額)	367,417	325,582
車両運搬具	101,641	105,301
減価償却累計額	90,220	94,689
車両運搬具(純額)	11,421	10,612
工具、器具及び備品	2,891,451	2,965,727
減価償却累計額	2,689,644	2,791,846
工具、器具及び備品(純額)	201,806	173,880
土地	1, 2 5,817,871	1, 2 5,817,871
建設仮勘定	5,919	15,170
有形固定資産合計	7,736,877	7,601,025
無形固定資産		
電話加入権	8,013	7,949
施設利用権	517	-
ソフトウェア	11,547	16,719
ソフトウェア仮勘定	-	29,621
無形固定資産合計	20,079	54,290

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	829,032	634,654
出資金	11,988	11,988
従業員に対する長期貸付金	314	111
破産更生債権等	63,174	1,887
長期前払費用	15,019	12,193
繰延税金資産	479,605	516,266
その他	116,214	122,866
貸倒引当金	52,300	29,700
投資その他の資産合計	1,463,050	1,270,269
固定資産合計	9,220,007	8,925,584
資産合計	20,437,347	19,620,735
負債の部		
流動負債		
支払手形	3 1,113,476	671,268
買掛金	1,947,615	1,234,710
未払金	636,765	604,887
未払費用	118,693	118,153
未払法人税等	67,364	183,742
前受金	813,765	627,020
預り金	13,050	14,845
賞与引当金	191,000	210,000
製品保証引当金	14,700	82,432
受注損失引当金	91,400	45,800
訴訟損失引当金	6,400	-
その他	65,634	36,819
流動負債合計	5,079,866	3,829,680
固定負債		
長期未払金	35,021	28,300
再評価に係る繰延税金負債	2 1,473,294	2 1,473,294
退職給付引当金	1,141,011	1,205,712
長期預り保証金	212,833	210,060
その他	31,875	11,075
固定負債合計	2,894,036	2,928,442
負債合計	7,973,903	6,758,123

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	809,175	812,843
資本剰余金		
資本準備金	51,000	54,669
資本剰余金合計	51,000	54,669
利益剰余金		
利益準備金	139,673	154,126
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	26,647	24,440
特別償却準備金	17,632	8,745
別途積立金	3,300,000	3,300,000
繰越利益剰余金	4,510,617	5,037,902
利益剰余金合計	7,994,571	8,525,216
自己株式	12,800	12,960
株主資本合計	8,841,946	9,379,767
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	256,471	119,636
土地再評価差額金	2,334,541	2,334,541
評価・換算差額等合計	3,601,013	3,464,178
新株予約権	20,484	18,666
純資産合計	12,463,444	12,862,611
負債純資産合計	20,437,347	19,620,735

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	12,036,100	11,517,975
売上原価		
製品期首たな卸高	747,482	526,274
当期製品製造原価	8,522,506	8,202,050
合計	9,269,989	8,728,325
製品期末たな卸高	526,274	532,127
製品売上原価	4,588,743,714	4,588,196,197
売上総利益	3,292,385	3,321,778
販売費及び一般管理費	1,225,047,734	1,223,384,700
営業利益	787,651	937,078
営業外収益		
受取利息	1,186	1,187
受取配当金	22,503	21,653
訴訟損失引当金戻入額	-	6,400
その他	19,686	13,300
営業外収益合計	43,376	42,541
営業外費用		
支払利息	20	12
為替差損	1,885	1,035
賃貸費用	1,742	1,887
訴訟損失引当金繰入額	6,400	-
その他	1,012	926
営業外費用合計	11,062	3,861
経常利益	819,965	975,757
特別損失		
固定資産処分損	31,654	33,964
特別損失合計	1,654	3,964
税引前当期純利益	818,311	971,793
法人税、住民税及び事業税	243,000	273,000
法人税等調整額	15,079	23,615
法人税等合計	258,079	296,615
当期純利益	560,231	675,177

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	5,389,692	60.1	4,774,366	57.6
労務費		1,729,614	19.3	1,770,003	21.4
経費		1,845,785	20.6	1,738,964	21.0
当期総製造費用		8,965,092	100.0	8,283,335	100.0
期首仕掛品たな卸高		905,318		1,026,433	
合計		9,870,410		9,309,768	
期末仕掛品たな卸高		1,026,433		778,448	
他勘定振替高	2	314,271		294,064	
受注損失引当金繰入額		91,400		45,800	
受注損失引当金戻入額		98,600		91,400	
製品保証引当金繰入額		-		10,395	
当期製品製造原価		8,522,506		8,202,050	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算(但し、一部粗材製造部門においては総合原価計算等)であり、原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価等に配賦しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
外注加工費(千円)	640,504	525,880
減価償却費(千円)	312,558	304,741

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産(千円)	13,341	15,522
製造経費(千円)	34,964	28,027
販売費及び一般管理費(千円)	265,965	250,515
合計(千円)	314,271	294,064

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	803,141	44,967	123,678	29,092	26,518	3,300,000	4,115,000	7,594,289
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	6,033	6,033						
剰余金の配当			15,995				175,945	159,950
固定資産圧縮積立金の取崩				2,444			2,444	-
特別償却準備金の取崩					8,886		8,886	-
当期純利益							560,231	560,231
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	6,033	6,033	15,995	2,444	8,886	-	395,617	400,281
当期末残高	809,175	51,000	139,673	26,647	17,632	3,300,000	4,510,617	7,994,571

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,465	8,429,933	338,931	3,344,541	3,683,473	28,343	12,141,749
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）		12,067					12,067
剰余金の配当		159,950					159,950
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
特別償却準備金の取崩		-					-
当期純利益		560,231					560,231
自己株式の取得	335	335					335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			82,459		82,459	7,858	90,318
当期変動額合計	335	412,012	82,459	-	82,459	7,858	321,694
当期末残高	12,800	8,841,946	256,471	3,344,541	3,601,013	20,484	12,463,444

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
			固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	809,175	51,000	139,673	26,647	17,632	3,300,000	4,510,617	7,994,571
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,668	3,668						
剰余金の配当			14,453				158,986	144,532
固定資産圧縮積立金の取崩				2,207			2,207	-
特別償却準備金の取崩					8,886		8,886	-
当期純利益							675,177	675,177
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	3,668	3,668	14,453	2,207	8,886	-	527,285	530,644
当期末残高	812,843	54,669	154,126	24,440	8,745	3,300,000	5,037,902	8,525,216

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,800	8,841,946	256,471	3,344,541	3,601,013	20,484	12,463,444
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）		7,336					7,336
剰余金の配当		144,532					144,532
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
特別償却準備金の取崩		-					-
当期純利益		675,177					675,177
自己株式の取得	160	160					160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			136,835		136,835	1,818	138,653
当期変動額合計	160	537,821	136,835	-	136,835	1,818	399,167
当期末残高	12,960	9,379,767	119,636	3,344,541	3,464,178	18,666	12,862,611

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	818,311	971,793
減価償却費	354,050	342,499
賞与引当金の増減額(は減少)	17,000	19,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	35,968	64,700
貸倒引当金の増減額(は減少)	28,900	21,400
受注損失引当金の増減額(は減少)	7,200	45,600
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	6,400	6,400
受取利息及び受取配当金	23,690	22,840
支払利息	20	12
固定資産処分損益(は益)	1,654	3,964
売上債権の増減額(は増加)	216,779	539,793
たな卸資産の増減額(は増加)	14,340	304,739
仕入債務の増減額(は減少)	31,213	1,155,112
その他	59,440	12,001
小計	1,085,630	1,007,152
利息及び配当金の受取額	25,260	21,840
法人税等の支払額	427,991	155,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	682,900	873,052
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,800,000	4,900,000
定期預金の払戻による収入	3,200,000	4,100,000
有形固定資産の取得による支出	258,214	225,260
無形固定資産の取得による支出	1,769	39,713
投資有価証券の取得による支出	2,671	2,735
その他	2,600	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	139,946	1,067,729
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	159,049	143,984
その他	11,856	21,348
財務活動によるキャッシュ・フロー	170,906	165,332
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	651,939	360,010
現金及び現金同等物の期首残高	3,793,326	4,445,266
現金及び現金同等物の期末残高	4,445,266	4,085,255

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

個別法(一部総平均法)に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料・貯蔵品

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(附属設備を含む)並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他は定率法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～60年
機械及び装置並びに車両運搬具	2～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失等に備えるため、一般債権については貸倒等実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

売上製品の保証等の費用に充てるため、売上高に対する過去の実績比率に基づく見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる利益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日
2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日
2021年3月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日
2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に表示しておりました「受取保険金」は、当事業年度において営業外収益の100分の10以下となったため、「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」7,882千円は、「その他」19,686千円に含めて表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による影響は、営業収益等への影響が予想される海外案件について、翌事業年度下半期においては概ね回復する仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	88,371千円	79,582千円
構築物	4,509	4,232
機械及び装置	2,426	1,807
土地	5,057,024	5,057,024
計	5,152,331	5,142,646

(注) 上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金等相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価により算出しております。
- ・再評価を行った年月日...2002年3月31日

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	2,307,527千円	2,256,639千円

3 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	196,261千円	- 千円
支払手形	113,385	-

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74%、当事業年度73%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26%、当事業年度27%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・報酬等	653,443千円	685,646千円
販売手数料	589,861	578,775
退職給付費用	39,126	38,537
減価償却費	22,504	26,623
賞与引当金繰入額	60,356	66,990
貸倒引当金繰入額	28,900	18,541
製品保証引当金繰入額	400	-

2 一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	94,390千円	85,093千円

3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	775千円	- 千円
構築物	-	3,800
機械及び装置	437	130
工具、器具及び備品	442	33
その他	-	0
計	1,654	3,964

4 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	7,064千円	75,842千円

5 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	7,200千円	45,600千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	3,208,600	13,000	-	3,221,600
合計	3,208,600	13,000	-	3,221,600
自己株式				
普通株式(注)2.	9,600	156	-	9,756
合計	9,600	156	-	9,756

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加13,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加156株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	20,484
	合計	-	-	-	-	-	20,484

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	159,950	50.00	2018年3月31日	2018年6月11日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	144,532	利益剰余金	45.00	2019年3月31日	2019年6月10日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	3,221,600	7,800	-	3,229,400
合計	3,221,600	7,800	-	3,229,400
自己株式				
普通株式（注）2.	9,756	77	-	9,833
合計	9,756	77	-	9,833

（注）1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加7,800株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加77株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 未残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	18,666
	合計	-	-	-	-	-	18,666

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	144,532	45.00	2019年3月31日	2019年6月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月18日 取締役会	普通株式	193,174	利益剰余金	60.00	2020年3月31日	2020年6月9日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
現金及び預金勘定	5,045,266千円	5,485,255千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	600,000	1,400,000
現金及び現金同等物	4,445,266	4,085,255

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出取引の決済代金は全額円建て契約とし、為替変動リスクを排除しております。投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係維持等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売業務規定により、営業債権について、営業部が取引先の情報収集を実施し、期日及び残高を管理するとともに、財務状況悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、代理店等との取引にあたっては、与信限度額を取引先の経営状況を勘案し設定する他、契約に基づいて、預り営業保証金を受領することで保全を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、販売契約において、決済は全額円建て契約とし、為替変動リスクを抑制しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	5,045,266	5,045,266	-
(2)受取手形	1,203,168	1,203,168	-
(3)売掛金	2,407,358	2,407,358	-
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	99,950	50
その他有価証券	678,489	678,489	-
(5)破産更生債権等	63,174		
貸倒引当金	24,500		
	38,674	38,674	-
資産計	9,472,956	9,472,906	50
(6)支払手形 (設備支払手形を含む)	1,158,110	1,158,110	-
(7)買掛金	1,947,615	1,947,615	-
(8)未払金	636,765	636,765	-
(9)長期預り保証金	212,833	212,833	-
負債計	3,955,323	3,955,323	-

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	5,485,255	5,485,255	-
(2)受取手形	996,305	996,305	-
(3)売掛金	1,948,970	1,948,970	-
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	99,740	260
その他有価証券	484,111	484,111	-
(5)破産更生債権等	1,887		
貸倒引当金	1,887		
	-	-	-
資産計	9,014,643	9,014,383	260
(6)支払手形 (設備支払手形を含む)	686,697	686,697	-
(7)買掛金	1,234,710	1,234,710	-
(8)未払金	604,887	604,887	-
(9)長期預り保証金	210,060	210,060	-
負債計	2,736,355	2,736,355	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金

預金は全て短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び(3)売掛金

これらの大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

(5)破産更生債権等

回収可能額を時価とみなし、これが帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)支払手形(設備支払手形を含む)及び(7)買掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)未払金

これは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期預り保証金

これは決済期間が予想できず、変動金利によって利息を付していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	50,543	50,543
出資金	11,988	11,988

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

また、出資金についても、同様の理由により、上表には表示しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,045,266	-	-	-
受取手形	1,203,168	-	-	-
売掛金	2,407,358	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	100,000	-
合計	8,655,793	-	100,000	-

破産更生債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,485,255	-	-	-
受取手形	996,305	-	-	-
売掛金	1,948,970	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	100,000	-
合計	8,430,531	-	100,000	-

破産更生債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

4. 長期預り保証金の決算日後の返済予定額

長期預り保証金については、返済予定額が見込めないため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	100,000	99,950	50
	(3) その他	-	-	-
	小計	100,000	99,950	50
合計		100,000	99,950	50

当事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	100,000	99,740	260
	(3) その他	-	-	-
	小計	100,000	99,740	260
合計		100,000	99,740	260

2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	678,489	309,039	369,449
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	678,489	309,039	369,449
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
合計		678,489	309,039	369,449

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 50,543千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	402,480	193,807	208,672
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	402,480	193,807	208,672
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	81,631	117,967	36,335
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	81,631	117,967	36,335
合計		484,111	311,774	172,336

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 50,543千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,364,067千円	1,355,490千円
勤務費用	66,958	66,005
利息費用	1,364	1,355
数理計算上の差異の発生額	5,134	16,475
退職給付の支払額	71,764	38,727
退職給付債務の期末残高	1,355,490	1,400,599

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,355,490千円	1,400,599千円
未積立退職給付債務	1,355,490	1,400,599
未認識数理計算上の差異	214,834	195,064
未認識過去勤務費用	355	177
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,141,011	1,205,712
退職給付引当金	1,141,011	1,205,712
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,141,011	1,205,712

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	66,958千円	66,005千円
利息費用	1,364	1,355
数理計算上の差異の費用処理額	39,588	36,245
過去勤務費用の費用処理額	177	177
確定給付制度に係る退職給付費用	107,733	103,428

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
予想昇給率	5.8	5.8

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度30,457千円、当事業年度30,634千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	4,195	5,510

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年8月1日	2012年8月6日	2013年8月5日
付与対象者の区分及び人数	取締役(業務執行取締役に限る)8名	取締役(業務執行取締役に限る)6名	取締役(業務執行取締役に限る)6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,600株	普通株式 7,800株	普通株式 6,600株
付与日	2011年9月15日	2012年9月20日	2013年9月20日
権利確定条件	取締役の地位を喪失した日	取締役の地位を喪失した日	取締役の地位を喪失した日
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2011年9月16日 至 2041年9月15日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。	自 2012年9月21日 至 2042年9月20日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。	自 2013年9月21日 至 2043年9月20日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2014年8月4日	2015年8月3日	2016年8月8日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名	取締役（業務執行取締役に限る）6名	取締役（業務執行取締役に限る）6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 4,800株	普通株式 3,800株	普通株式 5,000株
付与日	2014年9月19日	2015年9月18日	2016年9月20日
権利確定条件	取締役の地位を喪失した日	取締役の地位を喪失した日	取締役の地位を喪失した日
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2014年9月20日 至 2044年9月19日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。	自 2015年9月19日 至 2045年9月18日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。	自 2016年9月21日 至 2046年9月20日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

（注）株式数に換算して記載しております。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2017年8月7日	2018年8月6日	2019年8月5日
付与対象者の区分及び人数	取締役（業務執行取締役に限る）6名	取締役（業務執行取締役に限る）7名	取締役（業務執行取締役に限る）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 3,800株	普通株式 2,200株	普通株式 3,200株
付与日	2017年9月20日	2018年9月20日	2019年9月20日
権利確定条件	取締役の地位を喪失した日	取締役の地位を喪失した日	取締役の地位を喪失した日
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2017年9月21日 至 2047年9月20日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。	自 2018年9月21日 至 2048年9月20日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。	自 2019年9月21日 至 2049年9月20日 付与対象者が取締役の地位を喪失した日の翌日より10日間。 付与対象者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年8月1日	2012年8月6日	2013年8月5日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,600	3,400	2,800
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	1,200	1,600	1,200
未確定残	1,400	1,800	1,600
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	1,200	1,600	1,200
権利行使	1,200	1,600	1,200
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2014年8月4日	2015年8月3日	2016年8月8日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	1,800	2,200	2,800
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	800	800	1,000
未確定残	1,000	1,400	1,800
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	800	800	1,000
権利行使	800	800	1,000
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2017年8月7日	2018年8月6日	2019年8月5日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,200	2,200	-
付与	-	-	3,200
失効	-	-	-
権利確定	800	400	-
未確定残	1,400	1,800	3,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	800	400	-
権利行使	800	400	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年8月1日	2012年8月6日	2013年8月5日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	1,954	1,954	1,954
付与日における公正な評価単価 (円)	660	510	790

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2014年8月4日	2015年8月3日	2016年8月8日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	1,954	1,954	1,954
付与日における公正な評価単価 (円)	1,110	1,325	870

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2017年8月7日	2018年8月6日	2019年8月5日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	1,954	1,954	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,490	1,907	1,722

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第9回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権
決議年月日	2019年8月5日
株価変動性(注)1.	32.30%
予想残存期間(注)2.	7.315年
予想配当(注)3.	45円/株
無リスク利率(注)4.	0.34%

(注)1. 2012年5月から2019年9月までの株価実績に基づき算定しております。

2. 「過去に在任した取締役の平均退任時年齢」と「付与対象者の付与日時点における平均年齢」の差を取るにより算定しております。

3. 2019年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	58,407	64,218
退職給付引当金	348,921	368,707
棚卸資産評価損	128,900	91,763
その他	187,184	159,330
繰延税金資産小計	723,414	684,019
評価性引当額	99,506	88,310
繰延税金資産合計	623,908	595,708
繰延税金負債		
圧縮積立金	11,738	10,766
特別償却準備金	7,767	3,852
その他有価証券評価差額金	112,977	52,700
その他	11,819	12,122
繰延税金負債小計	144,302	79,441
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	1,473,294	1,473,294
繰延税金負債合計	1,617,596	1,552,736
繰延税金負債の純額	993,688	957,027

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		同左

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)及び当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)
 当社は、船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	主機関	部分品・修理工事	合計
外部顧客への売上高	7,097,216	4,938,884	12,036,100

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	東アジア	東南アジア	ヨーロッパ	中央アメリカ	その他	合計
9,147,569	1,558,248	502,260	271,403	482,452	74,165	12,036,100

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	主機関	部分品・修理工事	合計
外部顧客への売上高	6,460,859	5,057,115	11,517,975

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	東アジア	東南アジア	ヨーロッパ	中央アメリカ	その他	合計
8,283,190	2,082,127	655,617	125,957	287,016	84,065	11,517,975

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
 該当事項はありません。

【関連当事者情報】
 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	3,874.09円	3,989.34円
1 株当たり当期純利益	174.64円	209.87円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	173.43円	208.83円

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	560,231	675,177
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	560,231	675,177
普通株式の期中平均株式数 (千株)	3,207	3,217
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	22	15
(うち新株予約権 (千株))	(22)	(15)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	3,062,565	21,810	190	3,084,185	1,973,621	82,466	1,110,563
構築物	764,083	1,525	13,700	751,908	604,565	15,402	147,343
機械及び装置	8,041,017	63,051	21,176	8,082,892	7,757,310	104,755	325,582
車両運搬具	101,641	6,289	2,629	105,301	94,689	7,098	10,612
工具、器具及び備品	2,891,451	99,382	25,105	2,965,727	2,791,846	127,274	173,880
土地	5,817,871 [4,817,836]	-	-	5,817,871 [4,817,836]	-	-	5,817,871
建設仮勘定	5,919	217,402	208,151	15,170	-	-	15,170
有形固定資産計	20,684,551	409,460	270,952	20,823,058	13,222,032	336,996	7,601,025
無形固定資産							
電話加入権	9,244	-	-	9,244	1,295	64	7,949
施設利用権	9,210	-	-	9,210	9,210	517	-
ソフトウェア	55,713	10,092	-	65,805	49,085	4,919	16,719
ソフトウェア仮勘定	-	31,221	1,600	29,621	-	-	29,621
無形固定資産計	74,167	41,313	1,600	113,881	59,591	5,502	54,290
長期前払費用	17,843	3,149	3,379	17,612	5,419	5,974	12,193

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

増加額	機械及び装置	明石工場	接続棒加工用NC旋盤	22,817千円
増加額	工具、器具及び備品	明石工場	第1～第2機械工場間EHP増設	11,830千円
増加額	工具、器具及び備品	明石工場	図面管理閲覧システム更新	16,850千円
増加額	工具、器具及び備品	明石工場	開発環境ソフト及びハード	12,350千円
増加額	ソフトウェア仮勘定	明石工場	債権債務ソフト	12,560千円
減少額	構築物	明石工場	クーリングタワー	13,700千円

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	21,001	21,390	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	31,875	11,075	-	2021年
その他有利子負債				
長期預り保証金	212,833	210,060	0.0	-
合計	265,710	242,526	-	-

- (注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しているため記載しておりません。
2. 長期預り保証金の平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	11,075	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	59,700	10,500	3,000	28,900	38,300
賞与引当金	191,000	210,000	191,000	-	210,000
製品保証引当金	14,700	82,432	-	14,700	82,432
受注損失引当金	91,400	45,800	-	91,400	45,800
訴訟損失引当金	6,400	-	-	6,400	-

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額及び貸倒懸念債権の回収に伴う戻入額であります。
2. 製品保証引当金及び受注損失引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額等であります。
3. 訴訟損失引当金の「当期減少額(その他)」は、訴訟損失発生の可能性がなくなったことによるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 流動資産

(ア) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,482
当座預金	382,152
普通預金	1,100,000
定期預金	4,000,000
別段預金	1,620
預金計	5,485,255
合計	5,485,255

(イ) 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三和商事(株)	237,640
(株)村秀	177,300
昌永産業(株)	97,290
(株)ポートリリーフエンジニアリング	92,778
三栄工業(株)	69,469
その他	321,825
合計	996,305

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年4月	205,532
5月	285,113
6月	302,973
7月	13,866
8月	42,403
9月	58,855
10月以降	87,560
合計	996,305

(ウ) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)村秀	183,600
三和商事(株)	138,379
(株)三浦造船所	132,800
伯方造船(株)	132,766
山中造船(株)	99,106
その他	1,262,318
合計	1,948,970

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
2,407,358	12,477,025	12,935,413	1,948,970	86.91	63.89

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(エ) 製品

区分	台数	金額(千円)
内燃機関	8台	532,127
合計		532,127

(オ) 仕掛品

区分	金額(千円)
内燃機関	408,402
部分品	50,423
自製部分品	263,757
鑄造仕掛品	50,612
その他	5,252
合計	778,448

(カ) 原材料及び貯蔵品

区分		金額(千円)
原材料	鍛造品・鋳鋼品等型物粗材	97,358
	鋼材・伸銅材等素材	21,804
	銑鉄・故銑等地金	10,301
	購入部分品	691,638
	購入機器	30,438
	合計	851,542
貯蔵品		16,312
合計		867,855

(b) 流動負債

(ア) 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
かもめプロペラ(株)	72,665
中西商事(株)	48,379
明陽電機(株)	46,391
山科精器(株)	34,518
(株)橋本鋳造所	20,925
その他	448,387
合計	671,268

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年4月	226,327
5月	105,006
6月	182,322
7月	122,485
8月	35,127
合計	671,268

(イ) 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)日立ニコトランスミッション	254,166
西華産業(株)	55,406
双日マリンアンドエンジニアリング(株)	43,146
ターボシステムズユナイテッド(株)	39,674
大晃機械工業(株)	34,957
その他	807,359
合計	1,234,710

(ウ) 前受金

相手先	金額(千円)
(株)中西造船	178,400
下ノ江造船(株)	70,500
(株)徳岡造船	68,490
(株)村秀	52,800
三菱商事(株)	27,550
その他	229,280
合計	627,020

(c) 固定負債

(ア) 再評価に係る繰延税金負債

区分	金額(千円)
土地の再評価に係る繰延税金負債	1,473,294

(イ) 退職給付引当金

区分	金額(千円)
未積立退職給付債務	1,400,599
未認識数理計算上の差異	195,064
未認識過去勤務費用	177
合計	1,205,712

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,180,563	6,333,657	8,765,956	11,517,975
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	417,815	841,078	989,648	971,793
四半期(当期)純利益 (千円)	288,815	581,078	682,648	675,177
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	89.92	180.73	212.23	209.87

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (円)	89.92	90.78	31.55	2.32

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、神戸新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.hanshin-dw.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第154期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2019年6月27日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第155期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日近畿財務局長に提出
（第155期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月8日近畿財務局長に提出
（第155期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月7日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2019年6月28日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2020年5月18日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月18日

阪神内燃機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、阪神内燃機工業株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、阪神内燃機工業株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。